

〔外国判例研究〕

違法な約款規定と通知義務違反の効果

（フランス破毀院第2民事部2021年1月21日判決¹）

山 野 嘉 朗

【事 実】

X有限責任農業企業（EARL〈Entreprise Agricole à Responsabilité Limitée〉²）は、Y保険会社と「作物総合危険」保険契約（contrat d'assurance « multi-périls sur récolte」³）を締結していた。

2013年11月6日、Xの顧客であるAが収穫の対象であるタマネギの受取を拒否したため、XはYに対し事故通知を行ったところ、Yは、とりわけ同通知の遅滞を理由に保険金の支払を拒絶した。

急速審理において選任した鑑定人の報告書が提出された後、XはYに対し保険金（33,750ユーロ）の支払を求めて本訴を提起した。

原審判決（ブルージュ（Bourges）控訴院2019年1月10日判決）は、概ね次のように判示して、Xの請求を棄却した。

2013年11月6日付けの書簡で、Xは、Yの代理店に対し、「Aの代理人が、気象条件が農作物に被害を与えているため、Xの収穫物であるタマネギ（9

1 Civ. 2^e, 21 janvier 2021, n^o 19-13347, *D.* 2021, p. 892, note B. Beignier et S. Ben Hadj Yahia ; *RGDA*, 2021, n^o 2, p. 20, note S. Bros ; *D.* 2021, p. 1206, commentaire D. Noguéro ; *Gaz. Pal.* 2021, n^o 23, p. 51, note B. Waltz-Teracol ; F. Leduc, Les conséquences de la stipulation d'un délai de déclaration de sinistre inférieur au délai minimal légal, *RCA*. 2021, étude 5, p. 6.

2 フランスの各種農業法人の実態については、プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料6号114頁以下〔須田文明〕（農業水産政策研究所、2015）参照。

3 この保険の主たる目的は、自然災害によって農作物等に生じた損傷の結果、農業経営者に生じた損害を補償することにある。農業経営のデータを基礎として収入の減少をカバーするわけである（assurance_climatique_des_recoltes_campagne_2021（1）.pdf）。この保険の詳細については、プロジェクト研究〔構造分析プロ（欧米韓）〕研究資料第1号63頁以下〔吉井邦恒〕（農業水産政策研究所、2013）参照。

ヘクタール) の成長が不可能となっていることを告げるべく、Xを訪問した」という通知を行ったところ、Yは次のように主張した。この事故通知は、本件契約の普通保険約款F1条に従い事故の状況を詳述するものであるが明確ではない。しかしながら、Xの書簡は、損害の性質および原因、本件においては気象条件に起因する収穫物の品質低下を示すものである。これに加え、「事故」という文言は使用されていないものの、収穫物の損害が記載されている。したがって、通知内容が不明確で詳細さを欠くものであるという理由は根拠づけられていない。

保険法典L.113-2条は、保険契約者は保険事故の発生を知ったときは、直ちに、かつ遅くとも約定期間内に保険者に対し通知を発しなければならない、そして、この期間は5営業日を下回ることはできないと規定する。裁判上の鑑定人 (expert désigné) は、その報告書の中で、2013年5月には事故通知を発するべきであったと指摘している。Yが自社の損害鑑定人 (expert) を派遣したとしても、Yが保険事故の発生日を知るのがまさに同鑑定人の報告書によるものである限り、失権の援用を放棄するという明確な意思の表明にはなり得ない。仮に、裁判上の鑑定人が、事故によって損害が生じた結果を2013年8月中旬になって初めて目にすることができたと記していたとしても、損害鑑定人は、2013年5月以降に行われる通知によって必要と見られる勧告を発することができたであろう。事実、裁判上の鑑定人がXの不注意を指摘しなかったものの、Yの損害鑑定人は、種まきの遅れという事態、カビを防止するためのタマネギの衛生状態ならびに降水量の影響を確認することができなかったと指摘している。したがって、事故通知の遅滞が、その結果として保険者に何らの損害ももたらしていないとのXの主張には根拠がない。

原審判決は、次のように理由を補足する。

裁判上の鑑定人 (expert judiciaire) の報告書には次のように記載されていた。「タマネギの収穫に関する気象災害 (sinistre climatique) は5月中旬には発見できたし、同災害の結果は8月中旬には目にすることがで

きた。事故通知は同期間内に発することができたし、同通知があれば、Yが派遣した損害鑑定人が気象以外の原因について偶然性が認められる否かについての所見を作成することができたであろう」。

この分析は、A社の収穫責任者であるBが定期的に作成しているカルテを読んだ上で作成されている。Xは、2013年7月末または8月中旬には収穫物がどのような状況にあるかを完全に認識していたはずである。当裁判所は、2013年11月6日の通知は遅滞しており、かつYに損害を与えるものであると評価した上で、Yの失権の申立てを正当なものと認める。

これを不服としてXが次のように主張して上告したのが本件である⁴。

遅延した事故通知は、保険契約に正式に規定されている場合に限り制裁の対象となり得るのであるから、失権という制裁をもって遵守が要求される通知期間を定める条項が、保険者が5営業日を下回る通知期間を定めることを禁ずる規律に反するものとして無効になる場合には、本件制裁は必然的に除外されることになる。控訴院判決は、事前に調査をすることなく、担保および補償を求める権利の行使に関する遅滞した通知を理由として、失権という制裁を伴う通知期間を単に4日と定める条項の有効性を根拠として、Xの保険金支払請求を棄却しているのであるから、保険法典L.111-2条およびL.113-2条に照らし、法的根拠を欠いている。

【判 旨】破棄

保険法典L.111-2条によって強行法規と宣言されている保険法典L.113-2条は、一方で、保険契約者は、保険者の責任を発生させ得るすべての保険事故について、それを知ったとき直ちに、かつ、遅くとも契約に定める期間内に保険者に対し通知を発する義務を課した上で、その期間は5営業日を下回ることとはできないとしつつも、契約当事者間の合意によっ

4 ちなみに、Xは、Yには保険法典L.113-2条に定める、通知の遅滞による損害が生じていないという主張も併せて展開しているが、破毀院はこの点について判断していない。

て同期間を延長できると規定しつつ、他方で、失権が契約条項に規定されている場合であっても、通知の遅滞による失権は、保険者が当該通知の遅滞が保険者に損害を与えたことを証明しない限り、これを保険契約者に対抗することができないと規定する。以上から次のように帰結する。適用される契約が失権条項を含んでいない場合または当該契約が失権条項を含んでいるものの、事故通知期間の延長以外には同意による修正を認めないという上記規定に従っていない場合には、保険者は保険契約者に対し通知の遅滞による失権を対抗することができない。

Xの請求を棄却するために、原審判決は、裁判上の鑑定人の報告書にタマネギの栽培に影響を及ぼした気象災害は2013年5月以降に発見することができ、かつ、8月中旬にはその結果を目にすることができたと記載されていると判示する。原審判決は、以上から、Xは遅くともその時に事故通知をすべきであったのであるから、2013年11月6日になされた事故通知は遅滞しており、かつ、そのような遅滞は保険者に損害を与えたと判示する。

争いのない事実によれば、保険者が援用する失権条項が法定の最短期間である5営業日を下回る事故通知期間を定めていたのであり、保険契約者に対して失権条項を対抗することができないにもかかわらず、以上のように判示したのであるから、控訴院は前記法文に違反した。

【研究】

1. はじめに一問題の所在

本件は、法律（強行規定）に違反する約款の通知義務規定の効果が争われた珍しい事案である。保険契約法上の重要な論点が含まれているだけに、フランスの多数の法律雑誌で紹介されている。

本事案の概要は次のとおりである。異常気象によって農作物に甚大な損傷が生じたため、農業法人（民事法人）であるXは、加入していた「作物総合危険」保険の保険者であるY保険会社に対して事故通知を行った。同

保険の約款には、通知義務期間を4日とする規定と通知義務を懈怠した場合の制裁としての失権条項が置かれていた。保険者は通知の遅滞およびそれによって損害を被ったことを理由に失権条項の適用を主張して保険金の支払を拒絶した。本件原審判決は、裁判上の鑑定人の報告書にタマネギの栽培に影響を及ぼした気象災害は2013年5月以降に発見することができ、かつ、8月中旬にはその結果を見ることができたと記載に基づき、2013年11月6日になされた事故通知は遅滞しており、かつ、そのような遅滞は保険者に損害を与えたと判示して、Xの請求を棄却した。

さて、保険法典L.113-2条は保険契約者の保険契約上の義務を定めている⁵。同条第1項第4号は、保険契約者は保険事故の発生を知ったときは、直ちに、かつ遅くとも約定期間内に保険者に対し通知を発しなければならない、そして、この期間は5営業日を下回ることはできないと規定する⁶。ただし、この期間は、盗難については2営業日、家畜の死亡については24時間とされている（同条第2項⁷）。

5 この規定の趣旨については、山野嘉朗「保険事故内容の不実通知と制裁—フランスの最新判例を機縁とする比較法的考察」損害保険研究81巻2号4頁（2019）参照。

6 1989年12月31日の法律第89-1014号（施行は1990年5月1日）によってこのような規定に改められる前までは（なお、この法改正の経緯および内容については山野嘉朗『保険契約と消費者保護の法理』（成文堂、2007）147頁以下参照）、「遅くとも5日以内」に保険者に対し通知を発しなければならないが、契約者間の合意によって期間を延長することができるという規定振りであった（1976年の法典化以降1990年まで）。したがって、1989年の法改正前は、約款で5日以内の通知期間を設けることも、あるいは同期間を延長することも可能であった。しかし、同改正によって、期間の延長可能という規律は維持しつつ、5営業日以内の通知期間を設けることが明確に禁止されることになったのである。

7 盗難と家畜の期間に関する規定は1989年12月31日の法改正前は第4項後段に置かれていた。また、同項では雹（grêle）とともに、5営業日を期間とする第1項第4号の規定は適用にならないと規定されていた。1989年改正前第4項は次のように規定していた。「上記第1号、第3号および第4号の規定は生命保険には適用されない。第4号に定める期間は雹、家畜の死亡および盗難に対する保険には適用されない。」なお、1990年改正により、第4項後段が対象とする盗難と家畜の死亡に関する規律は独立した第2項となり、前者は2営業日、後者は24時間と規定されることになった。第2項が設けられた影響で、生命保険に関する第4項前段は、そのままの内容で第5項になった。雹については、1981年に改正された保険法典L.123-1条が、通知義務期間を偶発事故または不可抗力の場合および契約によって延長され

同条第 3 項によると、この期間は、契約当事者間の合意に基づいて延長することができる。また、同条第 4 項前段によると、保険契約上、通知義務違反の効果として失権（*déchéance*）条項が設けられていることを前提に、保険者が通知の遅滞によって損害を被ったことを立証した場合に限り、失権を対抗することができる。失権という用語は法律で定義されているわけではないが、保険事故の場合に課せられた保険契約者の義務の不履行を原因とする保険給付請求権の喪失と解されている⁸。その反射的效果として、保険契約者に対する保障義務を免れることになる（免責的效果を得ることになる）。

本件約款は、このような法律の規定があるにもかかわらず、通知義務期間を 4 日と規定している。その場合の法的効果をどう考えるかという点が本事案の最大の争点である。

本件原審判決は、この問題にとくに言及することなく、保険契約者の通知義務違反を認めるとともに、保険者に損害をもたらしたとして、保険金支払請求を棄却している。すなわち、保険法典L.113-2 条第 2 項により法定期間の短縮が禁止されている約定期間の有効性に直接言及することなく、同条第 4 項前段の損害立証要件が充足されていると認定して、保険会社の失権の主張を認めているのである。

これに対し、本判決は、保険法典L.113-2 条は、同法典L.111-2 条によって強行法規とされているのであって、適用される契約が失権条項を含んでいない場合または当該契約が失権条項を含んでいるものの、事故通知期間の延長以外の同意による修正を認めない上記規定に従っていない場合には、保険契約者に対し通知の遅滞を対抗することができないと判示している。すなわち、同約款の有効性に直接言及することなく、違法な失権条項

た場合を除き、保険事故から 4 日と定めている。同条は、家畜の死亡についても、同様の条件の下で、24 時間としている。ちなみに、保険法典L.113-2 条は 2019 年にも改正されているが、第 1 項第 3 号に関するものである（この点については、山野・前掲注（5）4 頁参照）。

8 *Rapport annuel de la Cour de cassation 2018*, p. 213.

は、これを保険契約者に対抗できないという論理を採用している。

法律が5営業日を最短の通知義務期間と定めているにもかかわらず、これに違反して4日という通知義務期間を約款に定めるという保険実務は異例と思われるが、その一方で、数ヶ月前に保険事故の発生を知り得たにもかかわらず、通知義務を漫然と怠っている点で、保険契約者側の対応も非難されて然るべきであろう。以下、この点を踏まえて、検討を進めたい。

2. 違法な通知条項の法的効果と問題点

本判決は、違法な通知条項に対して、対抗不能性（*inopposabilité*）という効果を認めているが、この点については議論の余地がある。

法形式的に見ると、失権は、①それが保険契約上約定されていることを条件として、②通知の遅滞によって保険者が損害を被ったことを証明した場合に発動される制裁である。換言すれば、保険法典L.113-2条は、保険者が保険契約者に対し失権を対抗するために①と②の二つの要件を充足した場合に限ると規定しているに過ぎない。したがって、失権は、それが契約に規定されていないときは、援用することができないし、契約に規定されていたとしても、保険者が損害を被ったことを証明しなければ同様である。このように、保険法典L.113-2条自体は、約定通知期間は5営業日を下回ってはならないという規律に反した場合の効果については何ら規定していない。それにもかかわらず、本判決はその場合の効果としての対抗不能性を認めているのである。

他方、約定通知期間は5営業日を下回ってはならないという法規とこれに違反した約定との関係も問題となる。保険法典L.113-2条第1項第4号は、保険契約者は保険事故の発生を知ったときは、直ちに、かつ遅くとも約定期間内に保険者に対し通知を発しなければならない、そして、この期間は5営業日を下回ることはできないと規定しているのであるから、その

趣旨は、保険契約者による速やかな通知義務の履行にあることは明らかであろう。ただ、保険契約者保護の見地から、過度に短縮された約定通知期間を定めることを禁止しているのである。速やかな通知義務の履行という趣旨を尊重するのであれば、5 営業日を徒過した通知に対してはなお、失権条項の適用が可能という解釈も成り立ちうる。本件原審判決はそのような立場のようである。

ただ、一方で、保険制度および法律の専門家である保険者が、保険法の規定に抵触する規定を約款に置いたという失態は強く非難されるべきであろう。

以上のような問題を踏まえて、学説が対立しているので、以下、その概要を紹介したい。

3. 学説の対立

(1) 対抗不能性と無効

本判決は、約定通知期間は 5 営業日を下回ってはならないという強行法規に反した効果として、保険者は保険契約者に対して失権を対抗できないという法解釈を行っている。この点については、これは違法性を有する規定を置いたことに対する制裁としてはこれまでの伝統的な解釈とは異なるものであるとの批判がなされている（第 1 説）。その内容は次のとおりである⁹。

対抗不能性という制裁は、保険法典 L.114-1 条の 2 年の時効に関する保険法典 R. 112-1 条が課している形式の不遵守に対して適用されてきたものであった。保険証券に時効期間が記載されていないか、法文に従わない条項が含まれている場合には、保険者は保険契約者に対して 2 年の消滅時

9 Bros, *supra* note (1), p. 20 et s.

効をもって対抗することができないという形で適用されてきたのである。独立した条項についての制裁としては「書かれていなかったものとみなす」という制裁が用いられるのが通例である。すなわち、違法な条項については、契約成立時から削除されたものとみなされるのである。これに対し、本判決が採用した選択は、条項の強行法規違反に反する部分については対抗することができないというものである。しかしながら、これを正当化することはできない。何故ならば、対抗不能性という制裁では、契約の違法な側面を救済することができないからである。対抗できないと宣言された条項が契約の中に維持されるのであれば、可能な唯一の調整は合意である。したがって、保険者は、保険契約者に対して当該条項の変更を申し出るとともに、これを保険契約者の承諾に委ね、保険法典L.112-3条の趣旨に沿った修正を確認する契約変更証書（*avenant*）を作成しなければならない。当該契約について保険契約者の同意が得られないときは、保険者は当該契約を現状のまま維持し、かつ、保険契約者が強度の悪意を有する場合であっても、保険事故通知の遅滞に対する制裁を断念するか、保険法典L.113-12条第2項に従い、契約締結日に保険契約を解約することになる。対抗不能性とは、結局、判例が、法律を遵守していない条項の修正を望まない場合の便利な制裁のように見える。

これに対しては、最高裁の法理を支持する見解（第2説）の方が多¹⁰い。その中の第1の見解は次のように指摘する¹⁰。

本判決が採用した解決法は、無効よりも穏当な方法であって、判例がこれまで採用してきたものである。破毀院は、「時効の不遵守は、法律に定めがない以上、保険契約の無効をもたらすものではない」と判示して、無効という効果を拒絶してきた（破毀院第1民事部1978年11月14日判決¹¹）。このような対抗不能性によって、当該条項は骨抜きにされることになる。対抗不能性と無効の違いであるが、対抗不能性は、無効とは異なり、法律

10 Beignier et Ben Hadj Yahia, *supra* note (1), p. 894 et s.

11 Civ. 1^{re}, 14 novembre 1979, n° 78-14.653, *Bull. civ. I*, n° 280.

行為自体は存続するとした上で、当該条項の効果を忍受しない権利を有する者に対する関係でその効果を無力化するものである。近年、対抗不能性は破産院が情報提供に関する規範的形式の不遵守や保険者が定める不適法な規定を抑制するために、正式に採用する制裁となっている。この対抗不能性によって、保険者は、あらためて、保険契約者を保障するという主たる義務の債務者になる。裁判官は、契約当事者間の衡平を回復しているが、これは法律が望むものである。保険契約は、保険者が自由に内容を定められる契約ではない。契約の自由は、保険に関する公序の支配が強まることによって弱まっている。保険契約は単なる附合契約ではなく、「制度的に保証された契約」(contrat institutionnalis ) となっていることを強調したい。

第 2 の見解は次のように主張する¹²。通知義務を履行するための有用な期間を享有する保険契約者を保護するためにとられる最短期間の不遵守に対する適切な制裁は、相対無効 (nullit  relative) という制裁である。当該保険契約は是正されなければならないものの、保険事故は既に発生しているのである。このような状況にあつて、保険契約者の目的は何か。それは、他の条項とは別個の条項である失権条項—通常は附合契約である保険契約の中にシステムティックに組み込まれている—は機能することができないということを認めさせることである。それは、失権条項とは別の、期間に関する違法な条項との関係で決定される違背と結びついているからである。

第 3 の見解¹³ は第 1 説に理解を示しつつも、契約に定められている場合であっても、違法な事故通知条項を根拠として、事故通知の遅滞に関する失権が保険契約者に対抗できないと判断することには合理性が認めらるるのであつて、法的には全く正当であると主張する。

12 Nogu ro, *supra* note (1), p. 1208.

13 Waltz-Teracol, *supra* note (1), p. 53.

（２）違法な約款規定と保険法規の代替性

前述したとおり、5営業日という法定の最短期間を下回る約款規定は違法であるが、その約款規定に代替して保険法の規定すなわち5営業日という期間を適用すべきかという問題がある。本件原審判決は、おそらくそのような解釈を採用しているものと思われる。そこで、約款規定と保険法規の関係については次のような三つの解釈が考えられる¹⁴。

（i）保険者に有利な解釈（①説）

事故通知期間と通知義務違反の場合の制裁を分けて考える立場、すなわち、両者の効果を連動させない立場である。

- ①法定の最短期間を下回る約款規定は強行法規違反であるから無効である。
- ②この期間が無効であったとしても、法定の最短期間である5営業日という期間が代替的に適用される。法定の最短期間を下回る約款規定の適用が除外されているのであるから保険契約者の保護は実現されている。したがって、保険契約者は保険事故の発生を知ってから5営業日以内に通知しなければならない。
- ③5営業日という代替的期間を遵守しなかった場合は、失権という制裁が加えられる。何故ならば、両者の効果は連動していないからである。

本件の事実審裁判官はそのような分析に与したように思われる。しかし、破毀院は、保険者の契約実務に対するモラル面に鑑み、このような考え方を否定しているようである。というのも、保険者は、プロフェッショナルとして保険法の規律をよく知りうる立場にあるにもかかわらず、強行法規違反の約款規定を設けているからである¹⁵。

（ii）保険契約者に有利な解釈（②説）

保険法典R.112-1条では、保険証券に保険事故の場合の通知の条件および方法を表示しなければならないと規定されている。したがって、通知義

14 Voir Leduc, *supra* note (1), p. 6 et s.

15 *Ibid.*, p.7.

務期間は契約そのものから生じるものである。

- ①保険証券には法定の最短期間を記載するか、または法定の最短期間を超える期間を定める規定を含めなければならない。
- ②保険証券に通知義務期間が記載されていない場合の契約当事者の共通の意思は通知に条件を課していないということである。
- ③法定の最短期間を下回る規定は強行法規（保険法典L.113-2 条第 1 項第 4 号）違反であるから無効である。したがって、通知期間に関する制約はないのであって、通知の遅滞も認められない。したがって、失権は適用できない。

この見解に従うと、保険契約者は適切と判断したときに通知をすることができる。これに対し、保険者は通知義務期間という根拠を失った以上、保険契約者の遅滞を責めることができない。保険契約者が事故を知った時と、保険者に通知を行った時の間隔がどのように開いていても、失権という制裁を課することはできないのである。

判決理由の中で、破毀院は、上告理由が主張する本件失権条項の無効に言及することなく、保険契約者に対抗することができないと判示している。「対抗不能性」には、法律用語辞典によれば、二つの意味がある。対抗不能性は、契約または契約条項の対抗不能性と解される。まず、両当事者間では契約または契約条項は有効であるが（その意味で対抗不能性は無効と区別される）、第三者またはそれらのうちの誰かが、契約または契約条項が存在していなかったかのごとく、行為できる。その意味で、対抗不能性はもっぱら第三者に関して機能する。次に、対抗不能性は免責を主張できないという趣旨に理解される（抗弁事由）。この場合、対抗不能性は契約者または第三者を区別することなく機能し得る。最高裁は次のように示唆している。すなわち、対抗できないものは、失権条項というよりも、保険契約者が受けた保険事故の補償を拒否するために保険者が抗弁方法として企図した失権自体ということである。換言すれば、破毀院が言いたいことは、単に、保険事故通知の遅滞を理由とする約定の制裁である失権という

抗弁事由は、失権条項が無効であれば、保険者はこれを主張することができないということである。これは、上告理由の根拠と全く矛盾しないであろう。¹⁶

(iii) 折衷説（③説）

上記①、②説に対しては次のような折衷説が提唱されている。

②説の論理は、保険法典L.113-2条第1項第4号の立法趣旨に反するようと思われる。同号の立法趣旨は、保険契約当事者相互の対立する利益の平衡点を見出すことにある。すなわち、一方で、保険者が保険管理上の利益を守れるよう、所定の期間内に迅速に通知を行わせる措置を取り、他方で、保険契約者の利益を守るために失権という制裁が課される前の合理的な猶予期間を担保しているのである。このバランスを崩してまで、保険者が約款に違法な通知義務期間を定めたという理由で、保険契約者の事故通知という制約を解放することは保険契約者側を過度に有利な地位に置くことになる。とくに本事案では、保険契約者は事故を知ってから数ヶ月経過してから通知を行うという重大な義務違反を犯している。また、相互性の保護も不十分である。たとえ保険者が信頼できない存在であったとしても、保険契約者を保険団体に加入させる保険契約の制度的次元、すなわち、相互性と結果的に保険団体の規律に従わせることが完全に無視されることになってしまいかねない。¹⁷

判例の理論は、保険法典L.113-2条第1項第4号の趣旨に沿わないように思われる。同項が、失権という制裁をもって、保険契約者に所定の期間内の通知を義務づけていることは明らかである。保険約款が、法定最短期間を下回る通知義務期間を定めたことを根拠として、通知の時期を問わないという形で保険契約者をこの拘束から解放すれば、通知義務が無意味なものになることは明白である。この義務が免除されるのは、生命保険の場合だけである。違法性により、通知義務期間の条項を削除したとしても、

¹⁶ *Ibid.*, p.8.

¹⁷ *Ibid.*

保険契約者の義務は消滅しない。以上から、保険契約者は、決して保険事故通知義務に関わる時間的拘束から解放されないという結論に至る¹⁸。

以上の問題意識に立って、次のような折衷的解決を提唱する。

①法定の最短期間を下回る通知義務規定は無効である。

②失権条項も連動して無効となる。

③5日の通知期間は有効である。

④失権の制裁は無効であるが、5日の通知義務に違反しているのだから、債務不履行による損害賠償請求は可能である。

この見解は、あくまでも法定の通知義務は存続しているという立場に立っている。その点では、①説と同様である。①説との違いは、①説が法定の通知義務違反の効果として失権を認めるのに対し、この説は、損害賠償請求を認めている。すなわち、保険給付額と損害賠償額との相殺を認めるということである（減額主義）。要するに、免責の主張は認めないが、減責の主張は認めるということである¹⁹。

この見解に対しては、次のような鋭い批判が見られる²⁰。

保険契約者が保険給付を望むのであれば、遅くとも保険事故を知ったときから起算して2年の時効期間が経過する前に事故通知義務を履行しなければならない（保険法典L.114-1条第2項第2号）。しかしながら、付与された期間が法定の最短期間に違反しているのであれば、通知義務を主張するにしても、それには、契約上も、契約に代替する法律上も、期間が伴っていないのである。保険契約者に事故の発生を速やかに明らかにするよう後押しするために保険契約者に対し迅速な通知義務を課す利益および相互性の利益を守るためには、保険者は、事故通知の条件および方法に関し、適法な条項を規定する必要がある（保険法典R.112-1条）。ただし、時効の完成まで待つのであればその限りでない。民事責任の領域で、保険契約者

18 *Ibid.*

19 *Ibid.*

20 Noguéro, *supra* note (1), p. 1208.

の義務懈怠を認めることはできない。保険約款の利益を享受したければ、常に通知義務を履行するのであるから保険契約者に有責的義務違反行為（フォート〈faute〉）は存在しない。5日という期間（動物については他の期間）は契約当事者間の合意によって延長が可能であるが（契約によっては利用される可能性がある）、短縮はできない。この期間は置き換えることはできない。保険契約当事者が約款の中に規定していない場合、または、その規定が強行法規に反する場合も同様である。そうでなければ、保険約款の内容をコントロールできない保険契約者—保険契約者はその内容を支配できない契約に直面しているのが通例である—を保護するために最短期間をおいた意味が失われるであろう。これに対し、保険者は容易に契約に従うことができる。ただし、一定の方法で、契約の強行法規違反を利用することができるという矛盾を禁止する場合はこの限りでない。事実、期間に関する条項がどのようなものであれ、保険者は保険事故を知ってから6日目以降に、他の条件が充足されていることを前提に、失権を援用するかもしれない。失権は、正確で適法な義務を遵守しなかった場合だけに加えうる制裁である。予め約束の時間が定められていなければ遅滞はないのである。裁判所は、「保険者が援用する失権条項が法定の最短期間である5営業日を下回る事故通知期間を定めていたのであるから、保険契約者に対して失権を対抗することができない」と判示する。保険者は、法律に従って決定された期間内の事故通知義務を設けなかった、すなわち、これは期間がなかったことに相当するのであるから、保険者は制裁を発動する根拠を失っていたのである。

4. おわりに—総括

以上、保険約款において強行法規に違反した特則（違法な通知期間の定め）と失権条項の適用に関するフランス最高裁の最新判例の内容を紹介し

た上で、これに関する学説を紹介・検討した。

このような保険実務上の不手際が生じた理由は定かでないが、理論的には重要な問題が含まれている事例である。

学説が指摘しているとおり、この事案には、大きく二つの法律問題がある。まず、強行法規違反の特則を無効と判断するか否かである。破毀院は、この点について何ら言及することなく、保険者は通知義務違反の効果としての失権を対抗することができないと判示している。すなわち、単に抗弁事由を主張できないと説いているのである。破毀院は、法律および保険制度のプロフェッショナルである保険者が、法律に違背する約款規定を定めた上で、その効果としての失権を主張することは信義則上許されないと解しているように思われる。つまり、失権を主張する権利の行使を制限すれば問題は解決できるのであって、あえて約款規定の効力に言及する必要はないと考えているようである。

約款規定の違法性に着目すれば、それは無効であるという結論に帰着するであろう。その場合、特約が無効であれば、法律の規定が改めて適用になるのではないかという主張が生まれる。すなわち、保険契約者は保険事故の発生を知ったときは、直ちに、かつ遅くとも約定期間内に保険者に対し通知を発しなければならない、そして、この期間は5営業日を下回ることはできないという保険法典L.113-2条が適用になるという主張である。これは、通知義務に関する法の趣旨を尊重するという立場である。このような立場によれば、違法な約款規定が法解釈による一部修正によって結果的に治癒されてしまうことになり、保険者を過度に保護することになってしまうであろう。

そこで、5営業日の通知期間という保険法の規定を援用しつつ、その期間を経過したら失権ではなく、民法が適用になると解した上で、保険契約者の保険金請求権と保険者の損害賠償請求権を相殺して、損害賠償額を減額すべきであるという折衷説が主張される。

しかし、このような解釈には無理があろう。損害賠償請求権を生ぜしめ

る前提として、民事責任の領域において保険契約者に債務不履行が認められなければならない。しかし、一部の学説が指摘するとおり、保険者が法律に従って決定された期間内の事故通知義務を約款に設けなかった以上、通知義務期間が設定されていないと解するのが自然である。そうであるならば、通知義務違反という債務不履行自体が存在しなかったことになる。

たしかに、本件に見られる保険契約者の遅滞の程度には無視できないものがあるし、そのような態度は非難されるべきである。しかし、それ以上に保険企業としてのコンプライアンスの欠如は非難に値しよう。本件の場合、保険契約者は企業であるから、一般の保険契約者以上に注意深く行動すべきであったことは確かであるし、保険法典の規律に関してもそれなりの知識を有していたであろう。とはいえ、その点を考慮したとしても、失権を認めるという形で、保険約款の作成者である保険者を保護することは、利益衡量上、妥当でないと判断する。

本判決に対しては、上述の通り、一部の学説から批判はされているが、約款規定の無効という点に言及することなく、対抗不能性という形で保険者の権利行使を制限するという法理は必ずしも不合理とはいえず、事案の解決手法として否定されるべきではなかろう。

ちなみに、本件の被告（L'Étoile）社は1834年から作物保険（assurance des récoltes）を扱っている伝統のある保険相互会社である²¹。そのような会社が何故、法律に違反する約款規定を設けたのかは定かでない。もっとも、同約款規定は改定され、現在では法律の規定どおり5年の通知義務期間を採用している²²。

21 Qui sommes nous | ETOILE Assurance (etoile-assurance.fr).

22 2018_IPID_AMR_GC.indd (etoile-assurance.fr).